国立大学法人東京農工大学個人情報の利用目的及び第三者提供先等に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 (目的) 第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における個人情報(国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程第2条第12号に定める特定個人情報を除く。以下この規程において同じ。)の利用目的及び第三者提供先等を明らかにすることにより、本学における個人情報の適切な取扱いを実現することを目的とする。	第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における個人情報(国立大学法人東京農工大学個人情報の保護に関する規程第2条第 <u>17項</u> に定める特定個人情報を除	個人情報の保護に 関する法律の改正 に伴う改正

附 則(令和4年11月7日規程第55号)

この規程は、令和4年11月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。